

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
47	主税局	納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	<p>滞納者は、監査日現在、128万9000円の固定資産税及び都市計画税を滞納している。</p> <p>平成23年1月に滞納発生後、滞納者はおおむね月3万円の納付を継続しているが、年額約57万円が課税されるため、未納額は増加を続けている。</p> <p>北都税務所は、平成25年10月、平成26年12月及び平成27年6月に納付額の増額交渉を行っているが、監査日現在に至るまで増額は実現していない。</p> <p>ところで、所が行った財産調査の状況を見ると、固定資産税等の課税物件には2,088万円の根抵当が設定されているものの、帳簿価格は土地家屋合わせて9,430万円で滞納処分が可能であるほか、預金口座についても普通預金の動きがあるだけでなく、100万円の定期預金を維持できている。資金状況が極めて厳しいとは必ずしもいえない状況である。</p> <p>この状況においては、月当たりの納付額の増額に応じなければ滞納処分を行うべきところであるが、所は長期にわたりこれを行っておらず、適切でない。</p> <p>所は、適切な納税交渉及び滞納処分を行われない。</p>	<p>指摘に係る問題点について、北都税務所が平成29年3月に納税交渉を行った結果、滞納者は7月末分からの段階的な増額納付に応じ、9月末分までの納付が履行されている。</p> <p>【1-エ】</p> <p>再発防止の取組について、徴収部は、平成29年9月15日に実施した徴収部門全体課長会において、全都税務所の徴収課長に、事案が適切に処理されているか進行管理するよう指導した。【2-エ】</p>
48	主税局	滞納処分を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	<p>滞納法人は平成24年7月以来、法人住民税(均等割)と自動車税の滞納があり、監査日現在、236万5,100円を滞納しているが、新宿都税務所は、次のとおり、滞納処分を行っていない。</p> <p>ア 滞納法人は平成28年3月まで自動車を保有していたが、所は自動車登録の差押えを行っていない。</p> <p>イ 所は、平成27年9月に売掛金債権の調査を行ったところ、照会先Cから取引があるため回答すると電話があったが、回答書の所在が不明である。また、照会先Dについては、売掛金債権1件が判明したが、差押えを行わなかった。</p> <p>その後、平成28年7月、滞納法人は所在地にない状況となっている。</p> <p>所は、滞納処分を適切に行われない。</p>	<p>指摘に係る問題点について、新宿都税務所は、平成29年5月9日に、平成28年7月6日に差し押さえた出資金のうち4万円の取立てを行い、滞納都税に配当した。また、継続的に財産調査を行っている。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組について、徴収部は、平成29年9月15日に実施した徴収部門全体課長会において、全都税務所の徴収課長に、事案が適切に処理されているか進行管理するよう指導した。【2-エ】</p>
49	生活文化局	端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直すべきもの	2-ウ	2-エ	<p>東京ウィメンズプラザは、施設予約システム用の端末機器等の借入れについて、Aと特命随意契約を締結している。</p> <p>その特命理由は、施設予約システムと連動している総合受付案内表示用液晶ディスプレイの賃借を行っているのがAであり、Aが施設予約システム及び案内表示システムの調整・運用方法を熟知しているためとしている。</p> <p>しかしながら、本件契約は端末、プリンタ等の一般的なリース契約であり、機器の導入に当たり必要となるソフトウェアのインストール作業等は、他の事業者でも実施できることから、特命随意契約を締結する理由は認められない。</p> <p>プラザは、端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直されたい。</p>	<p>平成29年4月17日のプラザ内課長代理会において、関係職員に対し、特命随意契約の案件が生じた際は、特命理由の適切性を事業担当及び経理担当による複数チェックを行うこと並びに指名業者選定委員会において選定業者及び特命理由の適切性について、より厳密に審議していくことを周知徹底した。【2-ウ、2-エ】</p>
50	生活文化局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>東京ウィメンズプラザは、施設予約システム用の端末機器等の借入れについて、Aと特命随意契約を締結している。</p> <p>ところで、本契約の保守料に係る積算内訳について見たところ、パソコン本体等の物件価格に保守料率を乗じて算出しているが、①対象となる物件を全て網羅せずに物件価格を算出、②誤った保守料率を適用して保守料を算出しており適切でない。</p> <p>プラザは、リース契約に係る積算を適切に行われない。</p>	<p>平成29年4月17日のプラザ内課長代理会において、関係職員に対し、リース契約事務に係る積算に関しては、適正な保守料率を適用することなどについて、事業担当間及び経理担当間による複数チェックを行うよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】</p>
51	オリンピック・パラリンピック準備局	契約内容の変更を適正に行うべきもの	2-エ	-	<p>総合調整部では、外国人が東京に対し、災害等の緊急事態発生時に何を期待しているかを把握・分析するため、委託契約をAと締結している。</p> <p>当該契約仕様書では、①インターネットアンケートの実施(集計、分析)、②成田国際空港等におけるアンケートの実施(集計、分析)、③外国人支援団体等に対するヒアリング調査(集計、分析)を実施し、最終調査報告書を納品することとしている。</p> <p>しかしながら、最終調査報告書を見たところ、③について、仕様書の内容と一部異なっていることが認められた。</p> <p>部はこの内容変更について、口頭で協議を行ったとしているが、文書による手続を経ておらず適正でない。</p> <p>部は、契約内容の変更を適正に行われない。</p>	<p>適正な契約履行に向け、部内課長代理会において、①仕様書で定めた業務内容が確実に履行されるよう複数名による進行管理を徹底すること、②やむを得ず内容を見直す必要が生じた場合には速やかに部契約担当に相談し契約変更や文書による協議により対処すること、③成果品の履行確認を徹底することについて周知徹底を行ったほか、部契約担当にて、契約手続前の仕様調整の際に、事業所管に対し注意喚起を行っている。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
52	都市整備局	調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	2-エ	-	第一市街地整備事務所は、下水道管布設工事及び整地工事に伴う損害賠償算定の基礎資料とするため、調査委託契約を締結している。 ところで、当該契約の仕様書では、所有者から被害届又は事後調査確認書を受領することとなっている。 しかしながら、受託者からの納品物を確認したところ、全14件中7件について、被害届又は事後調査確認書の受領が履行期限経過後となっているにもかかわらず、所は完了検査を合格としており、適正でない。 所は、調査委託契約に係る完了検査を適正に行われたい。	所は、平成29年5月29日に所の指定検査員を対象に所内講習を実施し、適正な検査業務について、所長から注意喚起を行った。翌30日には講習内容を所内全職員にも周知し、委託業務の履行期限遵守と契約内容の把握等について、所全体への徹底を図った。 また、平成29年7月に実施された検査関係研修について、指定検査員ほか関係職員の積極的な受講を促した(7月11日財務局実務研修「検査科(土木)」2名受講、同月20日都市整備局「指定検査員研修」5名受講)。 今後も、指定検査員による適正な検査の実施はもとより、監督員による進捗状況の的確な把握など、業務の適正な履行の確保に努めることを職員に周知徹底し、再発防止に向けて更に取り組んでいく。【2-エ】
53	都市整備局	調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	2-エ	-	都市基盤部は、観光バスの路上駐停車に関する実態調査及び対策検討を行うため、調査委託契約を締結している。 当該契約仕様書では、都が指定する国や警察等関係機関との会議(5回を想定)に出席するとともに、会議に必要な資料及び会議録を作成することとしている。 そこで、本契約の成果品を見たところ、関係機関の都合により、5回の開催が想定されていた関係者会議のうち4回は翌年度に延期されたことが認められた。 このことについて、部は、受託者に対し、延期された会議への出席に代えて他の自治体の取組状況等を個別にヒアリングし報告書にまとめるよう指示したとしているが、書面による変更手続を行っておらず、適正でない。 部は、調査検討委託契約の変更手続を適正に行われたい。	部は、平成29年9月5日開催の部課長会において、契約内容の変更が必要な際は文書による正規の意思決定手続を的確に行うなど、適正な契約手続について周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
54	都市整備局	都営住宅の退去に伴う損害金の調定を適正に行うべきもの	1-ウ	2-エ	西部住宅建設事務所は、都道の拡幅工事に伴い、武蔵野市内の都営住宅建物一棟を取り壊すため、平成24年6月に居住者に退去を求めており、退去に応じなかった居住者については使用許可を取り消し、平成28年11月30日に当該居住者が未届で退去したことを確認した。 ところで、東京都会計事務規則では、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならないとされている。 しかしながら、所は、監査日現在、損害金55万4,800円(平成25年10月から平成28年11月までの住宅使用料相当額38か月分)について調定を行っておらず、適正でない。 所は、損害金の調定を適正に行われたい。	所は、平成29年5月29日に、本庁の取りまとめ部署に文書で債権設定(調定)を依頼し、同部署は、翌30日に担当課へ文書で債権設定(調定)を依頼した。 担当課は、都営住宅管理総合システムへの入力処理を行い、バッチ処理により平成29年9月6日に調定登録を完了した。【1-ウ】 所は、平成29年9月1日開催の課長代理会、折衝全体会等を通じて、事務を取り扱う可能性のある全職員に対し、処理方法の徹底を図った。【2-エ】
55	都市整備局	建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	2-イ	-	第二市街地整備事務所は、事務所庁舎の設備点検や清掃を行うため、建物管理委託契約を締結している。 本契約の標準仕様書によれば、構内電話交換設備について、電子交換機、ボタン電話装置及び電源装置は6か月に一度、電話機及び配線は年に一度の点検が定められている。 しかしながら、受託者から提出された保守点検報告書を見たところ、装置名及び点検内容が標準仕様書と対応していないため、仕様書どおり点検が行われたか確認できず、適切でない。 所は、報告様式を改めるなど、建物管理委託契約の履行確認を適切に行われたい。	所は、財務局作成の「維持保全業務標準仕様書」の点検内容に対応した報告様式「構内電話交換設備定期点検報告書」を作成し、平成29年8月18日付けで、平成29年度後半に実施する定期点検よりこの定期点検報告書を使用するよう、建物管理業務受託業者に指示を行った。 今後は、毎年度契約前に「構内電話交換設備定期点検報告書」の内容が財務局の「維持保全業務標準仕様書」の内容と一致しているか確認し、変更が必要な場合は修正する。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
56	都市整備局	工事の施工管理を適切に行うべきもの	2-ウ	-	<p>西部住宅建設事務所及び東部住宅建設事務所の工事について見たところ、次のとおり、施工管理が適切でないものが認められた。</p> <p>ア 西部住宅建設事務所は、消防用設備等の追加工事契約を締結し、都営住宅のベランダに避難用器具を設置している。 これは、所が当該都営住宅を建設した際、消防署から避難用器具の設置位置変更を求められていたにもかかわらず、設計変更等の処理を行わなかったことによるものであり、結果として、本件追加工事代金125万2,800円が不経済支出となっている。</p> <p>イ 東部住宅建設事務所は、都営住宅の建替工事を実施した際、水道メータが所在不明となったため、水道メータ弁償金を支出している。 これは、所が、施工場所の地下に水道メータを残したこと及びこれについて留意し管理を適切に行うべきことを施工業者に伝えなかったことによるものであり、結果として、本件弁償金10万8,000円が不経済支出となっている。</p> <p>両所は、工事の施工管理を適切に行われたい。</p>	<p>ア 所は、平成29年7月の検査から、消防署等から指導があった場合を含め、設計変更内容の一覧を検査調査に添付し、検査員へ変更経緯等を含めた説明を行い、適切に工事へ反映されているかを確認している。 また、確認・協議・指示事項等の一覧表を作成し、これを工事受注者と共有して使用することで、監督員が時系列に指示事項等を把握し、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく設計変更等の事務処理が行われているか、チェック表として活用し、再発防止に努めている。【2-ウ】</p> <p>イ 所では、開発課及び解体工事を担う東京都住宅供給公社の間で解体工事に関する定例会を従来より開催しており、この中で、水道親メータが残置されるなど施工管理上留意すべき事項が生じた場合、引継図書への明示を徹底するよう注意喚起を図った(平成29年7月19日及び同年8月23日)。今後も、定例会を活用して情報共有を図りながら再発防止に取り組んでいく。 また、今後同様の事例が生じた場合は、本体工事を担う建設課に引継図書を添付する際に、水道親メータが残置されていることを文書にて申し送る。【2-ウ】</p>
57	環境局	移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>自然環境部は、清瀬小児病院跡地における再編整備の一環として、生育するアカマツ等を保全するために移植し、その後の維持管理について、契約により樹木管理を行っている。ところで、この契約手続について見たところ、落札率が著しく低く、予定価格と最高入札金額との開きも大きいことが認められた。 この原因は、本契約の仕様においては、アカマツ移植の特許の有無や実績を求めているにもかかわらず、アカマツの活着率の高い移植工法の特許を有する業者1者のみから参考見積りを徴し、予定価格としたことによるものである。部は、予定価格決定時に複数の業者から参考見積りを徴すなど、積算を適切に行われたい。</p>	<p>指摘後、部内に複数の業者から参考見積りを徴するなど、積算を適切に行うよう周知した。【2-エ】 積算の開始時には係内で打合せを実施し、都の積算基準とともに、市販されている積算資料や公表されている歩掛など、業者からの見積りに優先して採用すべきものを含めた検討を行うことで、適切な積算に努めていく。【2-ウ】</p>
58	環境局	自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行うべきもの	2-エ	-	<p>多摩環境事務所の自然公園維持管理工事契約に係る事務手続を見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。</p> <p>ア 仕様書では、都監督員から作業指示を受領した場合、受託者は速やかに対応することと定めているが、受託者は、都監督員からの指示を受領する前に工事材料を発注していた。 所は、受託者による発注前に都監督員が口頭で指示及び現場説明を行ったとしているが、その記録が所に残されておらず、確認ができない。</p> <p>イ 仕様書では、受託者は作業完了後、完了届を提出し、都監督員の完了検査を受けることとなっているが、完了届に記載された検査日は工事完了日より前の日付であった。 所は、作業完了後に完了検査を行ったとしているが、確認ができない。</p> <p>所は、自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行われたい。</p>	<p>平成29年度工事案件については、平成29年4月28日の係会議において、関係案件の監督員に対して適正に処理するよう指導・説明をした。 担当職員に対して、平成29年5月30日の係会議で工事書類の作成に当たり、担当者及び課長代理による複数チェックを行うよう周知徹底した。【2-エ】</p>
59	環境局	業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	<p>多摩環境事務所の歳入について見たところ、八王子市からの委託料の返還金87万7,807円について、過年度の事業に係る返還金として雑入で受け入れていた。 これは、緑地保全地域の維持を目的として、所が市と締結した協定に基づく平成27年度の委託業務について、協定の対象区域外での作業が実績に含まれていたことから、過払委託料が発生し、平成28年度に返還を受けたものである。 所は、市から提出された作業記録図においてこの事実を確認したが、報告書類が提出されたのは平成28年7月12日であり、業務完了から約11か月を経過した平成29年2月28日に、所が過払金の返還請求を行ったことは適切ではない。 所は今後の作業委託に当たり、業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導されたい。</p>	<p>八王子市と平成29年6月にヒアリングを実施し、同年7月に作業範囲の現地確認を行った。【1-エ】 協定を締結している全市に対し、作業範囲が明確になるよう所在地番一覧を平成29年6月に発送し注意喚起を行うとともに、業務完了時には報告書類を速やかに提出するよう口頭指導を実施した。【2-エ】 また、作業箇所を明確に把握するため、委託完了時に各市から提出させる作業写真帳をカラー印刷にすることとした。【2-ウ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
60	福祉保健局	受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進行管理を適切に行うべきもの	1-エ	2-ウ	北療育医療センターは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への診療報酬請求その他の医事業務を契約により委託している。 仕様書において、査定となった診療報酬明細書(レセプト)のうち、再審査請求すべきものについて、請求漏れ調査を行いセンターに報告することなどを定めており、受託者は査定となったレセプトの整理簿を作成している。 この整理簿を見たところ、①平成29年3月の査定案件で記載漏れが1件、②整理簿に記載された平成28年度の査定案件で再審査請求がされていないものが1件認められた。 センターは、受託者への履行確認を行うとともに、診療報酬請求業務の進行管理を適切に行われたい。	指摘のあった査定台帳の記載漏れ1件は、平成29年5月29日修正済みである。また、再審査請求が遅延していた1件は平成29年5月31日に再審査請求を行った。【1-エ】 受託者に対して、レセプトの整理簿を毎月末にセンターへ提出して進捗状況を報告するように指示し、センターが請求状況の確認、再審査漏れ点検等進行管理するよう業務手順を改善した。また、受託者においては整理簿への転記ミス防止のため、保険請求審査機関の発行する通知書・増減連絡書に「入力済」表示を行うよう事務を改善した。 今後もレセプトの整理簿の点検を行い、診療報酬請求業務の進行管理を行っていく。【2-ウ】
61	福祉保健局	再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの	2-ウ	-	北療育医療センター城北分園は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への診療報酬請求その他の医事業務を契約により委託しており、仕様書において、査定となった診療報酬明細書(レセプト)について、整理簿に記入し分園の求めに応じて報告すること、再審査請求又は取下げの手続を行い整理簿に記入することなどを定めている。 ところで、分園では、保険診療委員会を設置していないため、査定案件は受託者が唯一の常勤医師である分園長に協議し、分園長の指示により、再請求すべきものは受託者が行うこととしている。しかし、その指示を文書決裁の形で行っておらず適切でない。 分園は、再審査請求の実施の有無について、文書により意思決定されたい。	査定通知を受領した際に受託者が分園長に再審査請求の是非について指示を受けたときは、当該査定通知に分園長及び関係者の押印を受けることとし、この取扱いの変更について受託者と協議し合意を得た。【2-ウ】
62	福祉保健局	個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの	1-エ	2-ウ	北療育医療センターは、診療報酬の患者個人負担分の徴収業務のうち、電話又は郵送等により未納のお知らせを行う業務などを契約により委託している。 ところで、この徴収事務を見たところ、監査日現在、滞納者別の債権管理台帳が作成されておらず、連絡経緯が時系列に記録されていなかった。また、債権発生時から直近の連絡まで5か月間連絡していないなど、長期間、滞納者に連絡を行っていないことが認められたことは、適切でない。 センターは、受託者に債権管理台帳を作成させるなど、債権管理を適切に行われたい。	指摘のあった6名について、債権管理票及び未収金整理簿を作成し、納付の連絡を行い、交渉経過を記載した。未納者へは定期的に連絡するよう受託者に指導を行った。【1-エ】 今後は未納者ごとに交渉経過記録用紙を作成し、該当者には、債権管理票及び未収金整理簿を速やかに作成し、交渉経過記録用紙と共に管理する。未納者への定期的な連絡及び交渉経過の記載を徹底していくことで、未収金の回収に努める。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
63	福祉保健局	建物管理を適切に行うべきもの	2-イ	2-エ	児童相談センター、府中療育センター及び立川児童相談所がそれぞれ締結している建物管理委託契約の委託内容を見たところ、一部点検又は清掃がされていないものがあることが認められた。 両センター及び所は、必要な点検及び清掃について仕様書に定め、仕様書により定められた作業について実施させるなど、建物管理を適切に行われたい。	少子社会対策部において、平成29年8月25日付事務連絡により、部内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】 各事務所における措置は以下のとおりである。 ○児童相談センター 平成29年度契約では、仕様書において機器と必要な点検及び清掃について定めた上で、受託者が仕様書どおりの作業を実施していることを点検報告書等で確認し、必要な点検及び清掃の履行確保を図っている。 ○府中療育センター 平成29年7月25日に開催した、関係部署の課長等による打合せ会議の決定により、平成29年度の建物管理委託契約の内容を確実に履行するよう、受託者(責任者)に対し同月31日、指示を行った。 また、事務室家政担当が、提出された日報により確実に清掃が行われていることを確認するとともに、不明な点は迅速に受託者(責任者)に確認し、確実な履行の確保に努めている。 この結果、その後の土曜日の清掃は、仕様書どおり実施されている。【2-エ】 ○立川児童相談所 平成29年度分の建物管理委託契約の仕様において、当該エアコンの点検清掃についても対象とした。 建物管理委託契約における、年度途中の点検清掃備品の設置・廃棄に当たっては、状況を勘案の上、必要に応じた仕様の変更を行うものとする。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
64	福祉保健局	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	2-イ	-	財産の買入れに当たって、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、予定価格が160万円以下の場合には、随意契約によることができるとされている。ところで、北療育医療センターにおいて、契約状況を見たところ、同時期に同類の物品を随意契約とし、見積者が重複しているものが認められた。これらの予定価格を合算すると160万円超となることから、競争入札によって契約を締結すべき案件であり、契約の公平性・透明性の観点から、適切でない。センターは、随意契約に係る事務手続を適切に行われたい。	平成29年10月から平成30年3月までの医薬品の買入れ（単価契約）に当たり、競争入札（※複数単価契約のため見積競争）による契約手続を行うことで改善している。また、平成29年8月23日付事務連絡により、今後、契約の透明性確保のため競争入札による契約手続を行うよう、センター内での注意喚起を行った。【2-イ】
65	福祉保健局	除草・せん定等の委託について適切に行うべきもの	2-イ	2-エ	生活福祉部、女性相談センター、多摩児童相談所及び北児童相談所では、所管する施設を管理するため、除草・せん定等を委託している。これらの委託内容を見たところ、①仕様書に樹木の位置・本数や除草等の範囲・面積が示されていない、②完了時における、除草又は樹木の本数、実施写真などがないことが認められた。除草・せん定等の委託について適切に行われたい。	<p>少子社会対策部において平成29年8月25日付事務連絡、生活福祉部において同年9月8日付事務連絡により、部内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>①仕様書において樹木の位置・本数や除草等の範囲・面積を示す点について ○生活福祉部 今後の委託は時期が未定であるが、同様の委託を行う際には、せん定予定樹木の位置・本数の確認及び除草予定の範囲・面積の測定を行った上で、仕様書に明記する。 【2-イ】</p> <p>○女性相談センター及び多摩児童相談所 平成29年度の同様の契約において、指摘事項を踏まえて、仕様書において、除草・せん定の対象となる樹木の位置・本数、除草範囲・面積の記載を明示し、改善を図った。 【2-イ】</p> <p>②完了時において、実施写真や業務完了報告書により履行状況を確認する点について ○女性相談センター及び北児童相談所 平成29年度の同様の契約案件において、指摘事項を踏まえ、受託者に、業務完了報告書や作業前後の現場写真の提出を行わせて、委託内容の履行確認を行っている。 【2-イ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
66	福祉保健局	委託契約の処理を適切に行うべきもの	2-エ	-	健康安全部は、「リオデジャネイロ2016オリンピック・パラリンピック競技大会における感染症対策に関する調査委託」契約を締結している。この契約について見たところ、仕様書で定める作業の一部が履行期限までに完了していなかったことが認められた。しかしながら、部は、契約期間中に契約変更等の手続をとることなく、履行期限日と同日の完了検査において、当該作業が未実施のまま検査合格としており、適切でない。部は、委託契約の処理を適切に行われたい。	平成29年7月31日に開催した健康安全部部長会において、事務連絡により、指摘内容を踏まえ、契約手続に当たっては、十分な履行期間の確保、履行状況の適切な管理、検査の適正な実施を行うよう周知徹底を図った。【2-エ】
67	福祉保健局	感染性廃棄物等の保管を適切に行うべきもの	1-イ	-	健康安全研究センターにおける廃棄物の保管状況を見たところ、監査日現在、以下のとおり適切でない状況が認められた。 ①毒物劇薬等を含む廃液を保管するための棚は、構造上せい弱であり、転倒防止措置を講じていない。 ②感染性廃棄物の保管については、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに定める条件を満たすものでなくてはならないが、液体性の感染性廃棄物を保管する容器は軟質の合成樹脂製であるため、腐敗ガスにより変形し、飛散及び流失の危険性がある状態となっている。 ③箱形のポリ容器は、棚に保管されることなく積み重ねられており、震災発生時には容易に落下する状態となっている。センターは、感染性廃棄物等の保管を適切に行われたい。	<p>①廃液保管用の棚については、平成29年9月22日に新たに棚(落下防止柵付き)を設置し、壁面に固定した。</p> <p>②感染性廃棄物保管容器については、容器提供者に内容物の影響による変形が起りにくい容器の提供を指示し、現在は新しい容器により保管している。</p> <p>③感染性廃棄物の保管については、荷崩れ防止のため、2段積みを限度とし、保管庫内に表示をすするとともに、所内に周知を行った。【1-イ】</p>
68	病院経営本部	病院における警備体制の改善を図るべきもの	1-イ	2-エ	都立病院は、都民の生命と健康を守ることを使命とし、そのための体制確保、事件及び事故の未然防止対策等が求められており、厚生労働省の通知を参考に、警備及び安全管理体制を整備している。ところで、神経病院の警備及び安全管理の状況について見たところ、監査日現在、非常口及び出入口それぞれ1か所について、サムターンがドア外側に付いており、外部から開錠可能な状況にあり、適切でない。病院は、当該箇所の修繕を早急に行い、警備体制の改善を図られたい。	病院は、指摘を踏まえ、扉2枚ともサムターンを内側、シリンダーを外側に付け替えることとし、監査翌日の平成29年5月17日に受注者に現況を確認させ、錠前の製作作業に着手した。病院マスターキーとの整合を図るための製作に多少の時間を要したものの、平成29年6月12日には付替作業を完了した。【1-イ】 本部は、警備体制の重要性及び適切な運用の実施について、平成29年10月2日付病院経営本部長通知により各病院に周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
69	病院経営本部	工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの	2-エ	-	多摩総合医療センターは、工事契約における工事記録写真について、特記仕様書の中で「工程ごとに撮影し、提出する」と定めている。 ところで、センターにおける工事契約について見たところ、駐車場の白線等の引き直しに係る写真が未提出であるもの、ホワイトボード等の設置に係る写真が未提出であるものが認められた。 センターは、工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導されたい。	多摩総合医療センターは、平成29年7月7日に施設担当係会を行い、工事契約の履行確認を適切に行うことについて施設担当職員に対し周知徹底した。また、今後の工事契約においても受注者に契約内容の遵守を求めるとともに、病院施設担当職員による履行確認、立会い等を適切に実施していく。 本部は、平成29年7月27日に工事事務研修会を実施し、各病院施設担当課長代理に対して、工事記録写真の提出を適切に行うことを受注者に指導するように周知徹底した。 【2-エ】
70	病院経営本部	意思決定を適正に行うべきもの	2-エ	-	大塚病院で行った299万9,240円の書損について見たところ、入院中に発生した事故による手術及び治療に係る費用であることが認められた。 病院は、入院中に発生した事故であることから、当該治療費を患者本人に請求しないこととし、書損で処理していた。このことについて、院内の会議で協議して決定したという議事録は存在するが、文書による意思決定は行っておらず、適正でない。 病院は、書損処理について、文書による意思決定を適正に行われたい。	本部は、平成29年9月21日の医事専門課長会において、①医療事故等が発生し、患者から治療費を請求しないとき、②書損処理を行うとき、③書損処理により調定増減が生じるときは、必ず文書による意思決定を行うこと、について周知徹底した。【2-エ】
71	産業労働局 (公益財団法人東京観光財団)	補助対象経費を明確にすべきもの	2-ア	-	観光部は、「観光インフラ整備推進事業実施要綱」に基づき、公益財団法人東京観光財団と出えん契約を締結し、財団は補助金交付要綱を策定している。このうち、「無線LAN環境の整備」に対する補助対象経費は、機器の購入及び設置に係るものとなっている。 ところで、財団の補助金交付実績を見たところ、既設の無線LAN機器の移設費用についても、機器の新設に伴って電波環境が向上する場合は、補助対象としている事例が認められた。 しかしながら、契約書等では、移設経費が対象であると表記されておらず、補助事業者が入手できる交付要綱においても明確とはなっていない。 部及び財団は、公平性・公正性の観点から、契約書、交付要綱等において補助対象経費を明確にされたい。	部は、財団に対し、平成29年度に新規事業として締結した契約書に基づき、交付要綱等の見直しを指示した(平成29年6月)。【2-ア】 財団は、部の指示を受け、補助金交付要綱と補助金申請の手引について見直しを行い、補助対象経費を明確にした(平成29年9月)。【2-ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
72	産業労働局	清掃委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	2-エ	2-イ	労働相談情報センター池袋事務所は、契約により、日常清掃業務・定期清掃業務等を委託している。 ところで、本契約の仕様書によれば、委託業務終了後に作業報告書をもって報告するとされている。 しかしながら、所は、日常清掃業務については報告書を提出させているものの、定期清掃等に関しては、目視のみで履行確認しており、報告書を提出させていないことは適切ではない。 所は、作業報告書を受注者に求め、清掃委託契約の履行確認を適切に行われたい。	所は、実査日以降の定期清掃等においては、報告書の提出を受け、書面により履行確認を行っている。【2-イ】 局は、平成29年7月5日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ適正に履行確認を行うよう周知した。 【2-エ】 部は、各事業所へ、平成29年8月18日付文書により、当該事例の周知及び履行確認の徹底について通知した。【2-エ】
73	中央卸売市場	保証金を適正に算定し徴収に努めるべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	大田市場は、中央卸売市場条例(昭和46年東京都条例第144号。以下「市場条例」という。)等に基づき、場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が市場へ預託すべき保証金の額について、毎年度、確定処理を行っている。 ところで、仲卸業者Aに係る確定の関係書類を見たところ、算定の基礎となるデータの集計を誤ったため、平成28年度の保証金4万円が不足していることが認められた。 場は、保証金を適正に算定し徴収に努められた。	場は、正確な保証金の額を確定し、不足していた保証金4万円について、平成29年2月14日に保証金を追加徴収した。【1-ア】 再発防止の取組として、場は平成29年3月6日の事務担当者打合せにおいて、算定データの集計資料に確認者押印欄を設け、市場管理課内の職員が複数チェックを徹底し、市場保証金の算定の適正化を図ることとした。また、これについては、平成29年度の保証金算定から対応を実施している。 【2-エ】 さらに、管理部は平成29年9月14日付けの通知文により、保証金確定時に相互確認の徹底を図るよう各場を指導した。【2-ウ】
74	中央卸売市場	販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	中央卸売市場条例施行規則(昭和46年東京都規則第273号)によれば、関連事業者の使用料は、生鮮食料品等に係る販売金額の千分の一と場内における使用面積等による使用料との合計金額である。 また、関連事業者の預託すべき保証金の額は、場内における使用面積又は体積等による使用料月額に応じて定める保証金額と販売金額に応じて定める保証金額との合計金額である。 ところで、世田谷市場における関連事業者Bの販売状況について見たところ、市場条例で報告が義務付けられている生鮮食料品等を販売しているにもかかわらず、場へ報告していないことが認められた。 このことから、関連事業者の使用料のうち販売金額による使用料及び販売金額に応じて定める保証金の額にそれぞれ反映されておらず適正でない。 場は、販売状況を適正に報告させ、使用料及び保証金を算定し徴収に努められた。	場は、関連事業者が未報告であった販売状況(平成28年9月分~同年12月分)について、平成29年9月22日に当該事業者より報告を受け、同月25日に使用料607円の徴収を行った。(販売金額が低額のため、保証金は徴収対象外となった。)【1-ア】 場は、平成29年1月分から同年4月分までの報告について既に適切な報告を受け使用料を徴収済みである。また、平成29年9月22日の担当者打合せにおいて、場は、事業部が新たに作成したチェックシートを活用し、関連事業者への指導強化及び事業報告書の内容確認を徹底することとした。 【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
75	中央卸売市場	使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの	1-エ	2-ウ	中央卸売市場条例に基づき市場内業者で使用指定した施設の使用料等については、管理部及び各場に「未収金整理簿」を備えて、それぞれが管理を行っている。 ところで、部と築地市場の未収金整理簿を照合したところ、部の未収金整理簿に記載されているにもかかわらず、築地市場の未収金整理簿には記載されていない債権が、13件(金額:6万4千8,344円)認められた。 これは、部と場との間で情報が正確に伝達されていなかったことなどによるものである。 部及び場は、使用料等の債権に関する正確な情報を共有されたい。	部と場において、場が誤って未収金整理簿から削除した13件の債権について、12件は復活し、1件は部から場に宛てた平成29年3月31日付けの不納欠損通知をもって不納欠損とすることの確認を行った。これにより、場の未収金整理簿の修正作業を終え、部と場で正確な情報を共有した。 【1-エ】 部は、各場に対して平成29年9月14日に債権に関する情報のやり取りは文書による通知を用いること、半年ごとに情報交換の場を設け、債権額の確認や懸案事項の共有等を図っていく旨通知した。各場はこの通知に基づき、情報共有を徹底していく。【2-ウ】
76	中央卸売市場	改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの	2-ウ	2-エ	事業部が施工している大田市場(28)関連横シャッター改修工事は、受注者が、場内施設の一部を資材等置場として使用する工程となっている。このため、受注者は、場内施設を管理する場から使用の承認を受けている。 しかしながら、場が、工事廃材を一時保管するコンテナの設置場所として、場内周回通路に使用承認した箇所については、監査日現在、当該使用承認の期間前であるにもかかわらず、既にコンテナが設置されていることが認められた。 これは、改修工事の施工を管理する部と場内施設の使用を管理する場との連携が不足しており、場が改修工事の工程を十分に把握しないまま、受注者の届出に対して承認手続を進めたことによるものである。 部及び場は、改修工事に係る市場施設の使用承認手続について連携して適切に処理されたい。	部は、平成29年9月19日に部内の担当者において、工事実施時は受注者確定後速やかに各場へ連絡し、使用承認が必要な場合は場の担当者へ事前に相談を行い情報共有の徹底を図ることとした。【2-エ】 また、受注者が使用承認の手続について、適切に各場へ届出を行うよう指示するとともに、受注者からの報告書及び施設使用承認書の写しの提出により確認を行うこととした。 場は、部と情報を共有し連携を図りながら、使用承認の手続が発生した場合は適切に行っていく。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
77	建設局	隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行うべきもの	2-ウ	-	河川部は、「隅田川水辺環境保全業務委託契約」を公益財団法人東京都公園協会と締結している。 委託業務のうち、巡回調査における施設点検結果について、各建設事務所に対応状況等を見たところ、第一建設事務所及び第六建設事務所では、 ①小規模性・即時性の事案に対応するために単価契約を締結しているにもかかわらず、報告から補修まで1年を超えている事例があるなど、速やかに補修が行われていない ②修繕済みのものが未修繕として報告され続けていても、受託者に修正させていない など、施設点検結果の状況把握及び対応が十分でない事例が見受けられた。 このため、両所は、管理区域の施設点検結果について、受託者と連携して状況把握を行い、業務委託における巡回調査の結果を活用した効率的な管理を行う必要がある。 両所は、隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行われたい。	両建設事務所は、受託者が修繕済みのものを未修繕として報告していた箇所を是正させた。 また、施設点検結果に基づき優先順位を付け、緊急性の高い箇所から補修を進めることとし、補修の優先順位を基に補修スケジュール表を作成した。 さらに、受託者と連携した状況把握が適切に行えるよう、所内の工事課と管理課の連絡を密にするとともに、受託者との連絡報告窓口を管理課に一体化するなど事務の徹底を図った。【2-ウ】
78	港湾局	一部工事完了の検査を適正に行うべきもの	2-エ	-	東京港建設事務所は、「平成28年度辰巳運河(東雲一丁目外2箇所)外内部護岸(補強)建設工事」契約を締結している。 本件工事において、受注者は、平成28年12月20日付けで一部工事完了の届を提出し、所は、同月21日付けで実施した一部工事完了の検査を合格としている。 その後、所は、平成29年1月27日付けで工事数量の変更に伴う契約内容変更を決定している。 ところで、一部工事完了の検査を合格とした内訳を見たところ、後日契約内容を変更した数量で合格としており、検査を合格とした数量が適正でない。 所は、一部工事完了の検査を適正に行われたい。	所は、工事監督業務で受理する提出書類の規程、処理基準等について、改めて課内職員に周知徹底を図るため、平成29年5月2日に緊急課内研修を実施した。 また、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
79	港湾局	出納手続を適正に行うべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	<p>港湾整備部は、「平成27年度新砂水門(再整備)建設工事(その2)」契約を締結しており、東京港建設事務所が、本件工事の監督をしている。</p> <p>本件工事では、電光掲示板を1,013万円(設計価格)で2基購入し、本件工事終了後は、別件工事の受注者へ貸与している。</p> <p>東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)第15条では、工事請負に含まれる物品を取得した際には物品の受入れ、物品を貸し付けた際には物品の払出しの出納手続を行うこととなっている。</p> <p>しかしながら、所は、いずれの出納手続も行っておらず適正でない。</p> <p>所は、出納手続を適正に行われたい。</p>	<p>東京都物品管理規則に基づき、平成29年9月8日に出納手続(物品の受入れ・物品の払出し)を行った。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組として、平成29年9月5日、工事請負に含まれる物品の取得に係る物品管理の手続について、課内職員を対象とした研修を行った。【2-エ】</p> <p>また、起工時、契約時、工事完了時における物品管理の手続の流れ(フロー図)を新たに作成し、物品管理者と物品出納員が共有することで、物品管理を行うこととした。【2-ウ】</p> <p>さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】</p>
80	港湾局	仕様書を適切に作成すべきもの	2-イ	2-ウ 2-エ	<p>調布飛行場管理事務所が締結した委託契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が見受けられた。</p> <p>ア 仕様書では、作業記録写真を提出することとしており、また、局が定める「工事記録写真撮影基準」では、作業記録写真を撮影する際には、撮影年月日等を黒板に記入し、その黒板も同時に写すこととしている。</p> <p>ところが、仕様書には、当該基準による旨の記載がないため、撮影年月日が確認できない写真が提出されている。</p> <p>イ 点検結果報告書の提出はされていたが、仕様書には提出すべき旨の記載がない。</p> <p>所は、仕様書を適切に作成されたい。</p>	<p>所は、局の定めた工事記録写真撮影基準に基づき、仕様書の内容の見直しを行った。【2-イ】</p> <p>また、仕様書の作成に当たっては、各項目に関するひな形をあらかじめ作成することで、記載すべき項目の漏れを防ぐこととし、仕様書作成者と契約担当者による複数チェックを行い、その内容を精査することとした。【2-ウ】</p> <p>さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】</p>
81	港湾局	履行確認を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>東京港建設事務所は、建物管理委託契約の中で、空気環境測定を年6回行っている。</p> <p>平成28年度における空気環境測定結果報告書を見たところ、照度及び騒音については、仕様書で測定することとなっているにもかかわらず、全く記載がなかった。</p> <p>所は、報告書に一部測定結果の記載がないにもかかわらず、履行の完了を確認しており、適正でない。</p> <p>所は、履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>空気環境測定結果報告書の点検対象項目の確認を確実にするため、報告書の標準様式を新たに作成し、測定ごとに担当者である監督員と課長代理の複数でチェックを行う体制を徹底した。【2-ウ】</p> <p>また、平成29年5月16日の高潮対策センター定例会議にて、確実な履行確認を行うよう周知徹底した。</p> <p>さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
82	港湾局	委託契約における写真撮影を基準等に従って行わせるべきもの	2-イ	2-エ	<p>局は、検査の適正化を図るため、記録写真の撮影について基準等を策定し、撮影位置等を一定にして行うなどの基本的な事項を定めている。</p> <p>ところで、港湾経営部は、委託の成果物として写真の提出を受けているが、写真の撮影時間の記載が不正確であるなど、基準等に定める写真撮影方法に基づかない不適正な内容のものであることが認められた。</p> <p>部は、委託契約の履行確認を適正に行うために、提出を受ける写真の撮影について、基準等に従って行わせられたい。</p>	<p>平成29年度以降の同委託契約について、履行確認を適正に行うため、記録写真の撮影に係る必要事項を仕様書に記載するとともに、受託者に対して、基準等に基づき履行するよう対応を図っていく。【2-イ】</p> <p>また、本件の指摘を踏まえ、再発防止を図るため平成29年8月31日に部内周知を行ったほか、新たに同様の契約を締結する場合には、適切に対応する。</p> <p>さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】</p>
83	港湾局	土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの	2-イ	2-エ	<p>総務部は、「平成28年度土地不動産鑑定評価に関する業務委託(その2)」契約を締結している。</p> <p>この履行状況を見たところ、成果物(不動産鑑定評価書)の価格時点(平成28年7月1日)が、仕様書に定められた価格時点(平成28年9月1日)と相違しているにもかかわらず、検査合格としていることが認められた。</p> <p>これについて、部は、受託者と協議の上、価格時点を変更したが、書面による変更手続は行わず、また、検査に当たっては、検査員に対して、この変更内容及び変更手続を口頭で説明したとしている。</p> <p>しかしながら、鑑定評価の条件の一つである価格時点などの仕様内容の変更については、書面による契約変更手続を行うべきであり、また、検査は、仕様書及び関係書類により行うものであるにもかかわらず、部はこれらを行っておらず、適正でない。</p> <p>部は、土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行われたい。</p>	<p>平成28年度の契約について仕様書と成果物の内容に相違がないか改めて確認するとともに、平成29年度の契約について、受託者と協議の上変更が生じた事由につき、書面による手続を行うとともに、検査の適正な施行につき、周知徹底をした。【2-イ】</p> <p>また、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
84	港湾局	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>東京港管理事務所は、港湾施設用地の使用許可を行い、これに係る使用料を徴収している。</p> <p>ところで、当該使用料の徴収事務について見たところ、条例及び規則に定める事務処理を行っておらず、測定手続の遅延や未収金の処理漏れが生じているなど、不適正な事例が見受けられた。</p> <p>所は、適正な測定処理を行うためのチェック体制の構築や、収入未済を早期に把握するための方策の検討を行うなどして、使用料の徴収事務を適正に行われたい。</p>	<p>徴収事務を適正に行うため、以下の措置を講じた。</p> <p>測定金額の誤り等が生じた場合には、所管の課長代理の責任下において、測定の修正処理を行う体制に改めた。</p> <p>収入未済を早期かつ的確に把握するため、従来、担当者がシステムの画面で行っていた確認を、帳票で打ち出し、管理職の確認を受けるよう方策を講じた。【2-ウ】</p> <p>以上の内容について、平成29年8月31日に通知文を作成し、所内の周知徹底を図った。</p> <p>また、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】</p>
85	東京消防庁	工事の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-エ	-	<p>消防技術安全所では「消防技術安全所防火力試験場屋上防水改修工事」、王子消防署では「王子消防団第6分団本部屋根等修繕工事」の契約を締結している。</p> <p>ところで、仕様書で提出することとされている工事記録写真について見たところ、当該工事箇所は、屋上等の高所での作業であるにもかかわらず、工事の受注者は、労働安全衛生規則に定められている墜落災害を防止するために必要な措置を講じていない状況が認められた。</p> <p>このような施工状況は、作業員の墜落事故等につながりかねない大変危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を遵守した安全対策を確実に実施すべきである。</p> <p>所及び署は、工事の安全管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>本庁において、工事事務所管課より、平成29年2月20日付けで、「工事における高所作業の安全確保について」(以下「本庁通知」という。)を通知し、関係法令に基づく必要な安全措置について庁内への周知を行い、同年4月14日の署長会議において工事中の安全確保の徹底を指示した。</p> <p>また、平成29年4月11日付通知により、関係事務担当者への事務説明会を同年5月に実施した。</p> <p>これを受け各所では、次の取組を行った。</p> <p>①本庁通知を踏まえた対応について、周知を図った。 (消防技術安全所：平成29年2月21日、王子消防署：同月21日)</p> <p>②署長会議の指示を受け、適正かつ安全な工事関係事務の推進について周知を図った。 (消防技術安全所：平成29年4月18日、王子消防署：同月19日)</p> <p>③当該事務説明会に参加し、適正な事務処理及び安全管理について見識を深め、関係法令を遵守した安全対策を確実に実施するよう同様事案に対する再発防止の徹底を図った。 (消防技術安全所：平成29年5月15日、王子消防署：同月18日)【2-エ】</p>
86	交通局	所契約の履行確認を適正に行うべきもの	2-エ	-	<p>早稲田自動車営業所は、浴室給湯管改修工事契約を締結している。</p> <p>所は、仕様書において作業施工前・中・後ごとに件名、撮影場所、日時、記事及び受注者名を明記した黒板等を画面に入れて施工記録写真を撮影し、提出させることを定めている。</p> <p>しかしながら、施工記録写真を確認したところ、監査日現在、黒板等が確認できない写真が複数認められた。</p> <p>所は、要件を満たさない当該施工記録写真を基に検査合格としており、適正でない。</p> <p>所は、契約の履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>自動車部は、各営業所に対して、仕様書どおりに必要な書類が提出されているかを徹底して確認するよう、平成29年6月12日の自動車部庶務助役会議において指導した。また、平成29年7月6日の事業所長会において、今回の工事の経緯及び指摘内容について説明し、再発防止に努めるよう指導した。</p> <p>これを受け、早稲田自動車営業所では、所長から副所長及び契約担当である庶務助役に対して、今回の工事の経緯及び指摘内容について説明し、再発防止に努めるよう指導した。【2-エ】</p>
87	交通局	契約事務を適切に行うべきもの	2-エ	-	<p>小滝橋自動車営業所は、青山いきいきプラザ入口バス停留所移設に伴い、上屋の撤去を行う工事契約を締結している。</p> <p>当該工事契約は、仕様書で、原則として夜間作業とするが、道路管理者又は交通管理者から別途指示がある場合は、その時間に作業することと定めている。</p> <p>ところで、施工状況について、道路使用許可書及び施工記録写真を見たところ、夜間工事から昼間工事に変更されていたことが認められた。</p> <p>しかしながら、所は、昼間工事への変更について、受注者と書面による協議を行わず、契約金額と同額を支払っており、適切でない。</p> <p>所は、契約事務を適切に行われたい。</p>	<p>自動車部は、各営業所に対して、仕様書と施工状況に変更が生じる際は契約金額の見直しを適切に判断するとともに、協議事項を書面で残すよう、平成29年6月12日の自動車部庶務助役会議において指導した。また、平成29年7月6日の事業所長会において、今回の工事の経緯及び指摘内容について説明し、再発防止に努めるよう指導した。</p> <p>これを受け、小滝橋自動車営業所では、所長から副所長及び契約担当である庶務助役に対して、今回の工事の経緯及び指摘内容について説明し、再発防止に努めるよう指導した。【2-エ】</p>
88	交通局	返金ボタンの使用を適正に管理すべきもの	2-エ	-	<p>料金機には、返金ボタンが設けられており、乗客が料金機に現金を誤投入した場合にこれを返却する際などに乗務員が使用する。</p> <p>自動車営業所では、乗務員が返金ボタンを使用した場合には、所の職員が乗務員から返金理由などの状況を聞き取って現金等取扱報告書に記載するとともに、営業終了後に、「金庫別精算集計表」と現金等取扱報告書とを突合して返金状況を確認することとしている。</p> <p>しかしながら、千住自動車営業所では、現金等取扱報告書の記載に当たり、誤投入、誤発券、その他の欄に「○」を付けるだけで、具体的な内容を記載していないことは、適正でない。</p> <p>所は、返金ボタン使用を適正に管理されたい。</p>	<p>自動車部は、現金等取扱報告書に具体的な返金理由を記録に残すよう指示した事務連絡を平成29年7月14日付けで各営業所・支所に発出し、乗務員及び所の職員に対する周知徹底を指示した。</p> <p>これを受け、千住自動車営業所では、乗務員及び所の職員に対して、部が新たに作成した注意喚起のチラシを掲示し、回収して周知徹底を図った。【2-エ】</p>